

## 特定正会員制度

2014(平成 26)年 3 月 6 日現在  
証券会員制法人 札幌証券取引所

### 特定正会員制度の骨子

(2002(平成 14)年 4 月 15 日 制度創設、  
一部改定…2007(平成 19)年 10 月 30 日、2014(平成 26)年 3 月 6 日)

1. 札幌市内に営業拠点を有しない遠隔地に所在する金融商品取引業者、もしくは預金保険法（昭和 46 年法律第 34 号。）に基づき設立された、同法第 126 条の 34 第 3 項第 5 号で定める特定承継金融機関等を対象とする。
2. 会員出資金、入会金、信認金は既存正会員と同額を払い込むものとし（別紙のとおり）、加入金は免除する。ただし、特定承継金融機関等は入会金も免除する。
3. 脱退時の会員持分の返還は、払込み出資金を限度として理事会でその都度決定する。
4. 本所解散時の余剰財産の分配は、払込み出資金を限度として理事会でその都度決定する。
5. 本所における取引参加資格、会員総会の議決権及び会員理事・会員監事への立候補等については、一般正会員と同等の取扱いとする。

(注) 会員加入の承認は、別途、理事会において 2 / 3 以上の多数決によらなければならない。(定款第 39 条第 1 項)

(別紙)

特定正会員加入に伴う納入金・預託金等

証券会員制法人札幌証券取引所

【特定正会員】向け

(2018(平成30)年6月より)

項目	金額	摘要
	円	
I. 加入時		
1. 会員出資金	500,000	・定款第14条(預託項目)
2. 入会金	300,000	・定款第39条第7項(費用項目)
3. 信認金	1,000,000	・定款第17条(預託項目)
4. 加入公告費用	150,000 程度	・定款第40条第2項、定款施行規則 第6条の3(費用項目)
II. 加入後(月額)		
1. 定額会費		・定款第15条第2項、「定額会費の額」
a 基本割額	125,000	・定額会費の額第2条(1)a ※一般正会員の半額。
b 資本金割額		・定額会費の額第2条(1)b 資本金区分
	50,000	・1億円以上 50億円未満の場合
	100,000	・50億円 // 100億円 //
	150,000	・100億円 // 500億円 //
	200,000	・500億円以上の場合
c 事業年度受託 売買代金割額		・定額会費の額第2条(1)c 事業年度受託売買代金区分
	50,000	・300億円未満の場合
	100,000	・300億円以上 5兆円未満の場合
	150,000	・5兆円 // 10兆円 //
	200,000	・10兆円 // 15兆円 //
	300,000	・15兆円 // 20兆円 //
	400,000	・20兆円以上の場合
2. 定率会費 株券(優先株を含む。) ・新株予約権証券	(取引実績による)	・定款第15条第3項、 「定率会費の算出基準及び徴収標準率」 (売付・買付代金合計額の万分の1.19)